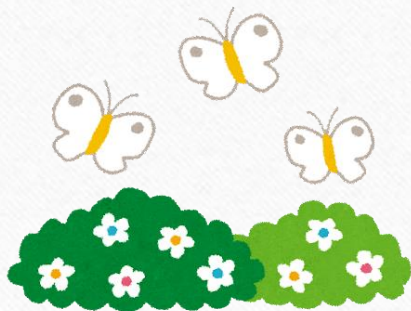


令和6年度 介護保険サービス事業運営に係る 留意事項について

通所系



三重県子ども・福祉部

福祉監査課 事業所監査班

説明内容

- 1 変更となったこと
- 2 経過措置から義務化となったこと
- 3 新たに加わったこと
- 4 再確認いただきたいこと
- 5 その他
 - ・サポート型運営指導
 - ・参加確認票の提出



1 変更となったこと



1 変更となったこと

管理者の兼務

旧

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 条例第89条



新

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 条例第89条

同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、
特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。
ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

解釈通知：H11.9.17老企第25号

確認資料

- ・職員勤務表
- ・通所介護記録 等

2 経過措置から義務化となったこと

令和6年3月31日までの努力義務とする経過措置となっていたものが義務化となりました。



2 経過措置から義務化となったこと

運営規程

運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定める

規則第63条第10号

確認資料

・運営規程

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(三重県規則第59号)

2 経過措置から義務化となったこと

勤務体制の確保等

無資格者の認知症介護基礎研修受講

看護師等の資格を有する者以外の全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない

確認資料

- ・研修計画
- ・研修受講修了書
- ・研修資料 等

規則第66条第3項

対象外となる資格者

社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

2 経過措置から義務化となったこと

非常災害対策

非常災害に備えるための定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を実施するに当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない

条例第97条第3項

確認資料

・訓練記録 等

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(三重県条例第14号)

2 経過措置から義務化となったこと

業務継続計画（BCP）の策定

(1)感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する当該サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない 条例第100条（第19条の2第1項～第3項準用）

(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的 to 実施すること 条例第100条（第19条の2第1項～第3項準用）

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと 条例第100条（第19条の2第1項～第3項準用）

確認資料

・業務継続計画、研修・訓練の記録、見直し記録 等

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（三重県条例第14号）

業務継続計画（BCP）未策定による減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。 【告示改正】

算定要件（以下の基準に適合していない場合、減算となります）

- ・業務継続計画の策定
- ・業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備及び「非常災害に関する具体的計画」の策定がなされている場合は、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

2 経過措置から義務化となったこと

衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように次に定める措置を講じること

条例第98条第2項

(1)事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること

※委員会はテレビ電話装置その他の情報通信機器の活用可 規則第63条の2第1号

(2)事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること

規則第63条の2第2号

(3)事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること

規則第63条の2第3号

確認資料

・対策の記録、委員会の議事録、指針、研修計画、訓練記録 等

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(三重県条例第14号)

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(三重県規則第59号)

2 経過措置から義務化となったこと

虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じること
条例第100条(第24条の2準用)

(1)事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

※テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用可

(2)事業所における虐待防止のための指針を整備すること


(3)従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること

(4)(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

条例第100条(第24条の2第1号～第4号準用)

確認資料

・委員会の議事録、指針、研修計画・記録、担当者に任命記録 等



高齢者虐待防止措置未実施による減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する。

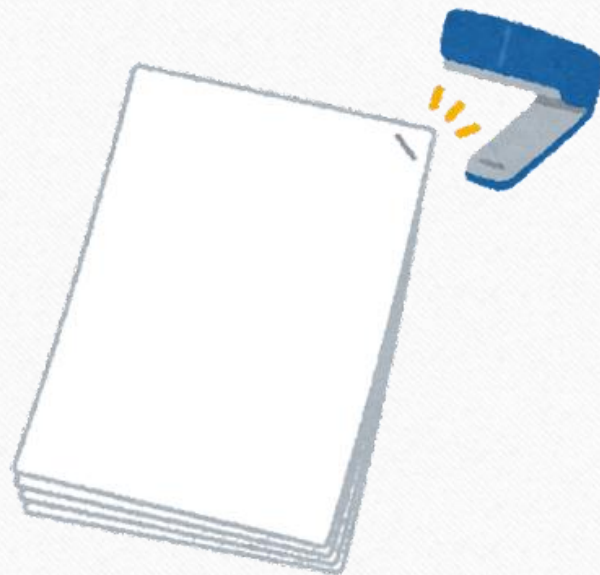
【告示改正】

算定要件（以下の措置が講じられていない場合、減算となります）

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置を講ずること

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- ・虐待防止のための指針を整備する
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- ・上記措置を適切に実施するための担当者をおく

3 新たに加わったこと



3 新たに加わったこと

指定通所介護の具体的取扱方針

- 指定通所介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等**を行ってはならない

条例第93条第4号

- 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

条例第93条第5号

確認資料

- ・指針
- ・記録 等

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(三重県条例第14号)

3 新たに加わったこと

記録の整備

身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

条例第99条第2項、規則第64条第3号

確認資料

- ・身体拘束等の記録

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(三重県条例第14号)

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(三重県規則第59号)

3 新たに加わったこと



通所介護等における入浴介助加算の見直し

入浴介助加算（Ⅰ）

単位数 40単位/日（変更なし）

概要

入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うことを新たな算定要件として設ける。【告示改正】

算定要件

- ・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること
- ・入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと

入浴介助に関する研修内容について

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)

【入浴介助加算(Ⅰ)】

問60 入浴介助に関する研修とは具体的にはどのような内容が想定されるのか

(答)

- ・具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられるが、**これらに限るものではない。**
- ・なお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るため、継続的に研修の機会を確保されたい。

※入浴介助加算(Ⅱ)についても算定要件が見直されています

4 再確認いただきたいこと



勤務体制の確保等 その1

- ①管理者、従業者が勤務すべき事業所及び職種を明確にすること
(生活相談員、機能訓練指導員、介護職員、看護職員等)
- ②法人の役員等であっても、介護保険上の従業者である場合は、勤務する事業所名、職種、常勤・非常勤の別等を明確にし、勤務管理をすること
- ③従業者の資質向上のために研修を計画的に行なうこと
※虐待防止、感染症対策、非常災害対策を含むこと
- ④他事業所と兼務をする従業者について、辞令または雇用契約書等で勤務する事業所を明らかにすること

勤務体制の確保等 その2

適切なサービス提供を確保する観点から、事業主が職場において行われるセクハラ又はパワハラ等により、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制整備
- ③顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために必要な体制整備(推奨)

※厚生労働省HP参照
「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」
「管理職・職員向け研修のための手引き」

サービス提供体制強化加算(参考)

介護福祉士の配置を強化し、質の高いサービス提供を行う事業所を評価する加算です。定員、人員基準適合が前提条件。

- (Ⅰ) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上
又は勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上 (22単位/日)
- (Ⅱ) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上 (18単位/日)
- (Ⅲ) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が40%以上
又はサービスを直接提供する者の総数のうち勤続7年以上の者の総数
(6単位/日)

※職員割合は常勤換算方法により算出した前年度(3月除く)の平均

5 その他



事業所運営サポート型運営指導(申込制)

●対象事業所

- ・事業開始後 概ね6か月～3年程度の事業者 ※目安
- ・事業種別は 訪問系、通所系 ※それ以外の種別の場合はご相談ください
介護保険サービス:訪問介護、通所介護など
障害福祉サービス:放課後等デイサービス、就労継続支援A型、B型など

●受付開始 令和6年7月1日から

福祉監査課HPより申込用紙をダウンロードいただき、ご記入のうえ
福祉監査課 kansa@pref.mie.lg.jp までお送りください。

※実施希望時期はご希望に添えない場合がありますのでご了承ください

●実施方法 指導実施決定後の流れは、従来の運営指導と同じ

●実施場所 事業所を予定

日頃の事業運営の点検、見直しにお役立てください。お申込みをお待ちしております

ご視聴いただきありがとうございました

事業所内での情報共有 と「参加確認票」の提出
をお願いいたします

よろしく申し上げます



期日：8月30日まで